

第 11 章 方法市長意見書等を総合的に検討して

方法書の内容を変更した事項

第 11 章 方法市長意見書等を総合的に検討して方法書の内容を変更した事項

平成 27 年 11 月に提出した環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）に対する意見書、方法市長意見書等を総合的に検討し、方法書の内容を変更した事項は、表 11-1 に示すとおりです。

表 11-1 方法書の内容を変更した事項

方法書の項目	方法書からの変更点	準備書及び評価書での記載概要	評価書該当頁
事業計画の概要	延べ面積及び建物高さの修正	設計の進捗に伴い、本事業が、横浜市環境影響評価条例第 2 条第 2 号の第 1 分類事業に該当する要件である、延べ面積及び建物高さを修正しました。(p. 11-2 参照)	p.2-1
	延べ面積、建築物高さ及び階数の修正	設計の進捗に伴い、延べ面積、建築物高さ及び階数を見直しました(階数を見直していますが、建築物の最高高さに変更はありません。)	p.2-5
	施設配置計画の検討内容の追記	方法書に対する意見等を踏まえ、北仲通北 B-3 地区の隣接建物と計画建物との見合いに関する配慮の内容を追記しました。	p.2-6
	施設配置計画図の見直し	環境配慮の観点から、高層部の建物形状を見直しました。	p.2-6～8
	発生集中交通量の見直し	関係機関との協議状況を踏まえ、一般車の発生集中交通量を見直しました。	p.2-9
	熱源計画の加筆	現時点で計画している熱源施設の設置位置及び台数等を追記しました。	p.2-12
	給排水・供給施設計画の変更	現時点で計画している給排水計画を示しました。 方法書では、地下水の利用を想定していましたが、事業性等からその想定を取りやめました。一方で、計画建物内に整備する排水処理施設で、排水処理水を横浜市で定められる排水基準まで処理した後、海域(運河)に放流する計画を加筆しました。	p.2-12～14
	防災等に関する計画の加筆	ボーリング調査結果を踏まえた計画建物の支持手法等を加筆しました。	p.2-15
	植栽予定樹種の加筆	現時点で計画している緑化計画として植栽予定樹種を明らかにしました。	p.2-19
環境影響要因の抽出、及び環境影響評価項目の選定	水質・底質の供用時の項目選定	方法書以降、建物の供用後の排水計画を変更したことにより、排水先の水質等に影響を及ぼす可能性があることを鑑み、評価項目として選定しました。	p.5-2 p.5-7
	地盤の供用時の項目選定の削除	方法書では、地下水の利用を想定していましたが、事業性等からその想定を取りやめたため、評価項目の選定から削除しました。	p.5-2 p.5-7
	施工計画の加筆	現計画段階での施工計画の内容を加筆しました。	p.2-20～24

■横浜市環境影響評価条例施行規則第 40 条に基づく、「事業内容の軽微な修正」について

本事業は、その事業の諸元（延べ面積及び建物高さ）から、横浜市環境影響評価条例第 2 条第 2 号に定められる「高層建築物の建設」の「第 1 分類事業」に該当しています。

また、同条例第 39 条第 1 項では、「市長に方法書を提出してから対象事業に係る工事を完了した旨を市長に届け出るまでの間に、対象事業の名称、種類及び規模並びに対象事業実施区域、対象事業の目的及び内容を修正しようとする場合は、その修正を行う旨を市長に届け出なければならない（規則第 39 条）。ただし、当該修正が軽微な場合は、この限りでない（規則第 40 条）。」とされています。

事業の諸元の修正は、表 11-2 に示すとおり、方法書と比較して、それぞれ 10 パーセント以上増加しない修正となっています。

○横浜市環境影響評価条例施行規則の抜粋

（事業内容の軽微な修正） 第 40 条 条例第 39 条第 1 項ただし書に規定する対象事業の修正が軽微な場合は、次に掲げるとおりとする。 (1) 対象事業の名称の変更 (2) 事業規模の縮小 (3) 別表第 3 の対象事業の種類欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の事業の諸元の欄に掲げる事項の修正であって、同表の手続を経ることを要しない修正の要件の欄に掲げる要件に該当するもの（環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く。） (4) 別表第 3 の対象事業の種類欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の事業の諸元の欄に掲げる事項以外の修正 (5) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする修正		
別表第 3（第 40 条）軽微な修正（抜粋）		
対象事業の種類	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
10 高層建築物の建設	建築物の高さ	建築物の高さが 10 パーセント以上増加しないこと。
	延べ面積	延べ面積が 10 パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	新たに対象事業実施区域となる部分の面積が修正前の対象事業実施区域の面積の 10 パーセント未満であること。

表 11-2 事業の諸元の比較

事業の諸元	方法書	準備書及び評価書	手続を経ることを要しない修正の要件	該当／非該当
建築物の高さ	約 135m	約 145m (+10m : 7.4%増)	建築物の高さが 10 パーセント以上増加しないこと。	非該当
延べ面積	約 64,500 m ²	約 65,700 m ² (+1,200 m ² : 約 1.9%増)	延べ面積が 10 パーセント以上増加しないこと。	非該当
対象事業実施区域の位置	変更なし	変更なし	新たに対象事業実施区域となる部分の面積が修正前の対象事業実施区域の面積の 10 パーセント未満であること。	非該当